

小林勝・労契法 20 条裁判の弁論が 1 年 2 か月ぶりに開催、証人尋問始まる

10月25日(木)、午後1時10分より東京地方裁判所において被告側証人尋問が行われた。証人に立ったのは被告たる「学校法人中央学院」を代表する中央学院大学前学長・佐藤英明と、元法学部長・土橋貴だ。傍聴者は30名。その様子を速報にてお伝えする。

佐藤英明前学長、専任教員の過重業務を強調

佐藤への主尋問(被告側弁護人による)と反対尋問(原告側弁護人による)にはそれぞれ45分ずつが与えられた。佐藤英明は本年4月20日付で「陳述書」を提出している。尋問は主に、そこに記載されている内容について行われた。

予想された通り、被告側弁護人・柴谷による尋問は、佐藤陳述書にある大学側に「有利な」主張を、誘導的に際立たせるものに終始した。なかでも、専任教員が義務として受け持つ「教育・研究以外の」業務の煩雑さについて、延々と質問を繰返した。実際、佐藤陳述書は「中央学院大学教員の賃金水準」に続いて、「教育・研究以外の業務について」の記載を配置している。その意図は、非常勤講師が義務として負うことのないこれらの業務が、いかに大変で時間を割かれるものであるかを強調し、専任教員と非常勤講師の給与等の大きな待遇差別が正当なものであることを示さんがためのものである。佐藤陳述書の末尾にある「別紙」でも、「専任教員に課せられている授業以外の職務」として「細大漏らさず」25項目を、これ見よがしに羅列している。そして専任教員が「授業以外の職務に費やす時間の標準モデル」として、それらは年間177時間にも及び、それは専任教員に課せられる最低「週5コマ」の年間授業時間、225時間に比しても大きな数字であると強調していた。また、教育活動についても演習(=ゼミ)は専任教員のみが担当する重要な授業であり、非常勤講師が担うことはないことを強調した。

反対尋問にはまず加藤晋介弁護士があたった。加藤氏はまず、佐藤前学長はなぜ「教育・研究以外の業務について」ぐだぐだと記載しているのか、その真意を問いただしたのだが、佐藤は「他意はなく、あくまで参考までに記載しただけ」と言い逃れた。加藤氏は正当にも「専任と非常勤を比較するのならまず教育業務の中身であろう」と指摘したうえで、原告の小林勝が「EU法」「社会学」「国際関係論」「社会学概論(社会思想史)」という、あい重なることの少ない科目を、次々と大学から担当させられ、大学が原告に多大な負担をかけたことを指摘。これに対して佐藤は、「依頼したのは当時の法学部教授会であり、自分は関知しない。小林に依頼したのは教授会の判断であり、小林がそれを受けたのはやれると自身が判断したからのことであろう」と、責任を本人に転嫁。「専任化の約束があったからだろう」とは、当然ながらおくびにも出さない。加藤氏はまた、少人数教育の重要性を説く大学の理念に反して100名超の「ゼミ」をもった教授がいたことの非常識さを暴露し、また希望者が一人も応募しないゼミが複数あることのお粗末さも指摘した。

また、課外活動たる駅伝等のスポーツ活動を大学の広告塔とする中央学院大学らしく、わずか16単位取得で「法学士」を取得できる「スポーツシステムコース」のありかたについても論難。「公務員100人構想」などと銘うって「公務員講座」を開催しても、ついていけない学生が続出。しかもこの講座の5割は外部に委託して行っていること、結果として公務員試験合格者はわずか30数名で、そのほとんどは警察官・自衛官であることも浮き彫りにした。

つまり、中央学院大学は大学本来の使命である教育研究活動を「ないがしろ」または軽視し、定員割れをふせぐべく、入学と卒業までのハードルを低くし、学生をなんとかかき集めている実態を暴露したのである。

反対尋問には次いで河村洋弁護士が短時間ではあったが立ち、被告が提出した証拠、すなわちこれまで195人の卒業生が教員になったと主張する証拠について、尋問した。佐藤は、この中に小学校の教員になった者もいるかと問われ、然りと答えた。中央学院大学では、中学校と高校の地歴公民等の教員免許は取れるが、小学校の教員免許は取れない。要するに、卒業生は、他大学の通信教育を受けて小学校の教員免許を取得し、就職しているのである。被告はこれを伏せて195人と水増ししていたことが露見した。また195人は大学創設以来の数かと尋問され、然りと答えた。同大学は52年の歴史があり、この数は決して多くない。最近10年間の数を問われたが、佐藤は「わからない」と答えた。原告側が調べた限り、皆無であった。

会場からの失笑を買う土橋の受け答え 江原裁判長も苦笑・困惑の連続

次いで「補助参加人」たる元法学部長・土橋貴に対する主尋問と反対尋問に与えられた時間はそれぞれ30分。本支援する会の会員なら周知のとおり、土橋は自分の学位請求論文の書籍化（のちに『ルソーの政治思想の特質』として御茶の水書房から刊行）にあたり、小林勝に協力を依頼し、その際何度も小林の「専任化」を確約し続けた張本人だ。

まず土橋の代理人弁護士・土井隆が主尋問に立った。土井は書籍の編集作業を依頼するに至った経過や費用の事前相談の有無、刊行後の費用の支払いの経過、小林専任化の発言の有無等について尋問した。これに対し土橋は陳述書でも証言でも、出版に当たり「刊行助成金」として70万円を御茶の水書房に支払ったこと、これは御茶の水書房が書籍の取りまとめや編集作業などを行うための対価であると認識していたこと、また小林の作業にかかる費用は御茶の水書房から支払われているものと考えていたこと、そして小林には別途20万円（尋問の途中で25万円と修正）を「カンパ」したことを明らかにしたが、その後の支払いの約束（念書への署名）は、半ば脅され恐怖感を持つ中での約束であった、などと証言した。また、小林に対して専任化の約束は一度もしたことはないし、法学部長一人にその権限もないと言い切った。この最後の点について土橋は、専任化を約束したことの事実の有無を、「学部長にはその権限が無いので言うはずがない」という問題にすり変えたのだ。

書籍の出版に関しては、実は、本件訴訟に当たって原告は本年10月に、御茶の水書房の代表取締役・橋本盛作氏の「陳述書」を裁判所に提出している。それによれば「70万円の性格についての土橋氏の主張は荒唐無稽です」として、「刊行助成金」とは出版に当たっての「著者の負担金」であること。「出版社が研究者である小林氏に作業を依頼するなどという無礼を働くことなど絶対ありえない」としている。

さて、土井弁護士と土橋のやりとりを聞いていて、傍聴席では皆「70歳で定年退職した後、かなりボケたのかな」と考えたのだが（閉廷後、在学中からずっと「あんな感じ」だったことを知らされた）余りにも珍妙なやりとりに失笑が漏れ始め、土井弁護士も尋問を続けることが却って裁判に不利になると考えたのか、或いは恥辱感をもったのか、持ち時間30分を使い切らずに切り上げてしまった。

これに対し、まず反対尋問に立った河村健夫弁護士は、たかだか5頁余の土橋陳述書に3か所も誤記があることを指摘、そのいいかげんさを印象付けた。そして土橋に、編集作業は著者がなすべきことの認識の有無を問いただした。さらに、小林の作業は出版社の依頼によるもので、対価は出版社から支払われるものと考えていた、などという土橋の認識の非常識さを弾劾。なお、小林の作業は、800頁もの原稿をスキャンしてOCRで文字に転換、文字化けしたものを原文通りに回復、句読点を変更、誤字脱字の修正、送り仮名の統一、重複箇

所の削除、論文内容の検討と書き換え（校閲）、文献目録や索引の作成に及び、まさに寝食忘れての半年以上の労働であった。ところが土橋、475万円の支払いを約する念書への署名は恐喝まがいの脅しによるものと証言したため、河村弁護士は、何故それを訴えもせず、弁護士・土井を間に立てて小林に支払ったのかと糾問。恐喝まがいであったなら、弁護士は和解契約書をつくって原告に支払うはずなどないと河村健夫弁護士に指摘され、土橋はしどろもどろ。

次いで反対尋問に立った山田大輔弁護士は、法学部の専任教員の採用人事手続きについて尋問した。すると土橋は、法学部長が、審査に当たる審査委員会（3名）の構成員を指名し、審査委員会の選定した候補者について、教授からなる教授会が決定する。法学部長が審査委員になることはない等と答えた。だが、これで土橋は墓穴を掘った。山田大輔弁護士は、2007年に行われた平和学の人事を取り上げ、誰が審査委員であったかを問いただした。要領を得ない土橋に対して、山田弁護士は、土橋派の大久保皓生^{てるお}生前学長、山本晶樹教授、そして土橋自身ではないかと問いただした。土橋は、すでにサンドバッグ状態。この審査委員会は、中央大学出身の土橋が、同郷（福島県）・同窓（中大法学部大学院法学研究科の川久保文起を専任教師として採用するために敷いた布陣であった。ところが、人事を決する教授会で、3分の2をとれず、まさかの否決。通常、一旦否決された者が採用されることはない。ところが、土橋派の堀教授が、白票を総数に数えずに再投票を行おうとの動議を提出し、この動議は過半数で可決。その後再投票が行われ、賛成票が、白票を除いた投票総数の3分の2を辛うじて超え、川久保の採用が決定された。

次いで山田弁護士は、「弾劾証拠」を急きよ法廷に提出。そのため、江原裁判長は尋問を一時止めた。この弾劾証拠は、原告の組合が被告の常務理事・寺島氏と行った団体交渉の音声テープを起こしたものである。この団体交渉で寺島氏は、学部長時代に直接体験した土橋による人事の勝手放題を批判していた。土橋派は、絶対に入れたいと思う者を通すため、審査委員会による候補者選定をその者一人に絞り——通常は順位を付けて3名を候補者に選ぶ——、優秀な候補者をこの段階で落としてしまい、この者のみを教授会の審査にかけて採用を決定していた。寺島氏は、このやり方を多数目撃していたとのことである。裁判長はこの弾劾証拠を、被告側弁護士と補助参加人土橋の弁護士に見せたが、彼らから異論が出なかったため、証拠として採用され、証人尋問が再開された。土橋は、この弾劾証拠を見せられて動揺しつつも、「これは全くのウソ」などと、学部長の事実上の人事権を否定した。このシーンはTVドラマに出てくるシーンのようであった。

最後に江原裁判長が土橋に、「専任化に尽力をする」という発言をしたかと尋問。これに対して土橋はきっぱり否定。裁判長はさらに、原告にそのように受けとられるような発言をしていないかと問うた。土橋はまたもや、きっぱりと否定。土橋の偽証が鮮明になった瞬間であった。

※

終了後、場所を変えて報告集会を開催。次週の原告側証人尋問では必ず傍聴席を埋め尽くすことを誓い合った。

**11/ 1 (木) 小林勝 20 条裁判原告側証人尋問 13 時 15 分～17 時 東京地裁 709 号法廷
12 時 15 分より地裁前宣伝行動 尋問終了後報告集会**

追記 次回傍聴に参加される方は、「小林勝陳述書（公開用）」（送付済み）、「平澤修教授陳述書」「K氏陳述書（仲間内用）」を読んで参加されると理解しやすい。支援する会事務局、お互いさま、または野崎佳伸までメールにてご請求下さい。郵送はいたしません。

野崎Eメール「yoshinobu_nozaki@msn.com」